

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定に係る今後の予定について

「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」の審議経緯は、これまで、中央環境審議会により、水域指定の基本的事項及び国が類型指定を行う水域のうち一部の水域類型の指定の在り方についてまとめた第1次答申（平成18年4月）いただき、その後第3次答申（平成21年7月）までいただいている。今回、阿武隈川、那珂川、阿賀野川、信濃川、紀の川、江の川、小瀬川、山国川、筑後川、宝満川及びそれぞれの河川に関する湖に係る検討をいただいたところ。

今後は、以下の事項について検討を進める。

1. 検討事項について

(1) 各水域の水域類型の指定

国が水域類型の指定をする水域について、これまで水生生物に係る類型指定がなされていない残りの海域9水域及び既に水生生物に係る類型指定はなされているが魚卵調査の結果魚卵が確認された東京湾について、審議に必要な資料が揃った水域から順次検討する。

残りの海域9水域：伊勢湾、大阪湾、播磨灘北西部、備讃瀬戸、燧灘東部、燧灘北西部、広島湾西部、響灘及び周防灘、有明海
当面の検討対象海域：東京湾内房南部沿岸海域及び伊勢湾

(2) 水域類型の指定について

実水域類型の指定を検討しながら、必要に応じ水域類型の指定の考え方等について継続して検討する。

2. 今後のスケジュールについて

- ・水生生物保全環境基準類型指定専門委員会第20回以降、検討対象水域の状況、水域類型の指定について検討
- ・来年度春頃、第5次答申（予定）